

eTAX(エルタックス)による
電子申告を受付しております。

令和6年度給与支払報告書の提出について

本市税務行政につきましては、日頃からご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、この総括表は、和光市分の給与支払報告書(以下「個人別明細書」と記載)の提出時に添付していただくためにお送りしました。

下記事項にご留意の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 提出期限は令和6年1月31日(水)です。1月19日(金)までの提出にご協力ください。
- 個人別明細書を提出すべき対象者がいない場合は、提出の必要はありません。
- 税理士事務所等に事務を依頼される場合は、この総括表を必ず税理士事務所等にお渡しください。
- 自社製の総括表を使用される場合も、この総括表を二類にご提出ください。

指定番号

和光局
料金後納
郵便

普通徴収該当理由書 兼 仕切書

※記入方法は内欄を参照してください。

略号	普通徴収該当理由	人数
普A	総従業員数が2名以下 (下記 普B~普Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支払額が100万円以下の場合など)	人
普D	給与の支払が不定期 (給与の支払が毎月でない場合など)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業中を含む)	人
合計		人

●普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(普A~普F)を記入してください。
この普通徴収該当理由書で普通徴収の理由が確認できない場合は、特別徴収となります。
(eLTAX等の電子媒体で提出する場合は、必ず「普通徴収」欄にチェックを入力してください。)

指定番号	和光市
特別徴収義務者名	

お問合せ先 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市役所 課税課 住民税担当 電話 048(464)1111

▼送付先(封筒のあて先貼付用として使用できます。)

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市役所 課税課 住民税担当 行

令和6年度(5年分)給与支払報告書(総括表)

指定番号

(あて先) 和光市長 令和6年 月 日提出

給与の支払期間	令和5年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		事業種目	
給与支払者の氏名又は名称		受給者総人数 (他市の受給者も含む)	人
フリガナ		特別徴収 (給与からの天引き)	人
同上の所在地	〒	普通徴収 (退職者等:普F)	人
		普通徴収 (退職者等を除く:普A~普E)	人
		計	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所 轄 税 務 署 名	税務署
連絡者の氏名、所属、係名及び電話番号	氏名 課 係 (電話 内線)	和光市への報告員の中に、年末調整で他社(前職分等)の給与を含んでいる人が、いる・いない <small>(「いる」につづけた場合は、摘要欄にその内容を記載してください。)</small>	
会計事務所等の名称	氏名 (電話)	納入書の送付	必要・不要

埼玉県和光市用

必ずご記入ください。

〈提出方法〉提出期限は令和6年1月31日(水)です。

- 郵送で提出する(〒351-0192 和光市広沢1-5 和光市役所 課税課 住民税担当)②窓口で提出する
- eLTAXで提出する(eLTAXを利用する場合、この総括表の提出は不要です)
 - ①又は②の方法で提出する場合は、総括表と給与支払報告書(以下「個人別明細書」と記載)を各1部提出してください。

〈注意事項〉

- 必ず令和6年度の個人別明細書(左上に⑥と記載したものを)添付してください。
- 受給者が令和6年1月1日現在居住する市区町村長あてに提出してください。
- 自社製又は税理士事務所等に依頼する場合でも、必ず和光市用の総括表も添付してください。
- 総括表に印字されている内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。
- 個人住民税は原則給与からの特別徴収が義務付けられています。普通徴収に該当する方がいる場合は、普通徴収該当理由書を提出してください。普通徴収該当理由書で普通徴収の理由が確認できない場合は特別徴収となります。
- 個人別明細書で個人を特定できない場合は、個人別明細書を返送させていただくことがあります。住所・氏名・生年月日・個人番号の記入に間違いがないかご確認ください。
- 報告員に他社分給(前職分等)の給与を含んで年末調整をしている人がいるかどうかについて、「いる」または「いない」のいずれかを選択してください。また他社分給(前職分等)を含んで年末調整された場合は、前職分の「所在地、名称等」、「支払金額」、「社会保険料」、「徴収税額」を摘要欄に記入してください。記入がない場合、すべての個人別明細書の支払金額を合算して個人住民税が計算されます。
- 個人別明細書等に不足、誤りがあり、改めて提出する場合は摘要欄に「不足分」「訂正分」と朱書きで記入してください。
- 個人別明細書の提出後3月末までに退職等の異動が生じた場合、4月15日(月)までに「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- 総括表は個人別明細書と併せて提出いただく書類ですので、総括表及び普通徴収切替理由書のみを提出されないようお願いいたします。
- 和光市に該当者がいない場合、総括表の提出は不要です。

▲ミシン目によって切り取り、内容をご確認ください。